

令和 7 年 1 月 3 日

第 4 回江津市議会定例会

議案



報告第7号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月15日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

道路走行中に発生した接触事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償の額
発生年月日	場 所	概 要	
令和7年 1月31日	江津市桜江町 川戸 (県道桜江金 城線)	市生活バスを回送中、駐車場 から県道に出てきた相手車両 右前部と市生活バス左後部が 接触し、双方の車両が破損し た。	9,000円

報告第8号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和7年10月20日

江津市長 中 村 中

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車運転上の過失により発生した交通事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事 故			損害賠償額
発生年月日	場 所	概 要	
令和7年 6月24日	江津市江津町 ミルキーウエ イ駐車場入り 口付近	当該車両がミルキーウエイ駐 車場入り口付近を走行中、前 方から来た相手方の車と接触 した。	10,100円

承認第9号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

江津市長 中村 中

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和7年10月3日

江津市長 中 村 中

令和7年度島根県江津市一般会計補正予算（第5号）を定めることについて

令和7年度島根県江津市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第 61 号

江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第　　条

江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年江津市条例第30号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1
条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 62 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

別紙のとおり、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第　　号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 江津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

(江津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 江津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年江津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

別紙のとおり、江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1
項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定める基準の例による。

(最低基準の向上)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とする。

(設備及び職員の基準)

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる府令第25条の規定の適用については、同条第1号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは、「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）」とし、同条第2号中「認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは、「島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）」とし、同条第3号中「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」とあるのは、「島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成 26 年島根県条例第 46 号)」とし、同条第 4 号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号)」とあるのは、「江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年江津市条例第 22 号)」とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の
議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例

江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。） ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの カ 床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 9,050円 申請又は通知1件につき 16,600円 申請又は通知1件につき 26,500円 申請又は通知1件につき 28,900円 申請又は通知1件につき 38,100円 申請又は通知1件につき 68,600円 申請又は通知1件につき 115,000円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。） ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき 18,800円 1の工作物につき 11,700円
3 法第6条の3第1項又は法第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を要する建築物等に関する手数料（江津市が審査を受けようとする場合	

<p>を除く。)</p> <p>ア 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの</p> <p>イ 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>申請又は通知1件につき 161,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 213,000円</p>
<p>4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超えて、100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超えて、200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超えて、300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超えて、500平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>申請又は通知1件につき 14,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 21,900円</p> <p>申請又は通知1件につき 33,400円</p> <p>申請又は通知1件につき 43,700円</p> <p>申請又は通知1件につき 46,800円</p> <p>申請又は通知1件につき 59,000円</p> <p>申請又は通知1件につき 68,400円</p>
<p>5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）</p>	<p>1の工作物につき 30,000円</p>
<p>6 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）</p>	

ア 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 33,100円 申請又は通知1件につき 43,300円 申請又は通知1件につき 46,300円 申請又は通知1件につき 57,700円 申請又は通知1件につき 66,400円
7 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者 ア 床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 31,800円 申請又は通知1件につき 41,400円 申請又は通知1件につき 42,800円 申請又は通知1件につき 50,100円 申請又は通知1件につき 51,200円
8 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
9 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
10 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
11 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築	建築物の数が2以下である場合にあっては78,300円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,300円に2を超

されるものに限る。) の特例の認定を受けようとする者	れる建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
12 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
13 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者	建築物(一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
14 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は取消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
15 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
16 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
17 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
18 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
19 法第87条の2第2項の規定に基づき	申請1件につき 27,300円

<p>準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者</p>	
<p>20 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可を受けようとする者</p>	<p>申請1件につき 120,000円</p>
<p>21 建築基準法施行令（昭和25年政令第38号。次項において「政令」という。）第137条の12第11項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者</p>	<p>申請1件につき 27,300円</p>
<p>22 政令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者</p>	<p>申請1件につき 27,300円</p>
<p>23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化</p>	

<p>法」という。) 第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。) を除く。) について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。)</p> <p>ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満 13,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上 14,000円</p> <p>イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年/経済産業省/国土交通省/令第1号。以下この項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。)を有しないものをいう。)又は住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)のみの増築若しくは改築をする複合建築物(基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。)の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満 24,400円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上 38,400円</p>	
<p>24 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1</p>	

<p>項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</p>	
<p>ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合</p>	5,000円
<p>イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合</p>	
<p>（ア） 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満</p>	10,000円
<p>（イ） 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上</p>	20,000円
<p>ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。）を有する場合</p>	
<p>（ア） 非住宅部分の床面積の合計が</p>	10,000円

300平方メートル未満 (イ) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 エ イ及びウのいずれにも該当する場合	17,100円 イ及びウに規定する区分に応じ、それ ぞれ当該手数料を合算した額
---	---

備考

- この表の1の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
 - 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転の場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合、(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- この表の3の項の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。
- この表の4の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

第2条第1項第20号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この項において「建築等計画」という。) 又は同条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画(以下第2項において「維持保全計画」という。) の認定(以下この項及び第3項において「計画の認定」という。) を受けようとする者	

<p>ア 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合</p> <p>イ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）で1棟の床面積の合計が500平方メートル以内のものの場合</p> <p>ウ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合</p> <p>エ 建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等で1棟の床面積の合計が500平方メートル以内のものの場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等で1棟の床面積の合計が500平方メートル以内のものの場合</p>	<p>47,800円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。以下この項及び次項において「確認書等」という。）の提出がある場合にあっては12,700円）</p> <p>112,000円（確認書等がある場合にあっては23,300円）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>71,700円（確認書等の提出がある場合にあっては19,100円）</p> <p>169,000円（確認書等の提出がある場合にあっては35,000円）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p>
<p>2 法第8条第1項の規定に基づく建築等計画の変更又は同項の規定による維持保全計画の変更の認定（以下この表において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者（第4項に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項アの建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>23,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては6,350円）</p>

<p>イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項イの建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計の区分に応じ、前項イに定める額（この場合において、同項イ中の「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。）</p>
<p>ウ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項ウの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>	<p>35,800円（変更後の建築等計画又は維持保全計画（次項において「変更後の計画」という。）に係る確認書等の提出がある場合にあっては9,550円）</p>
<p>エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が第1項エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計の区分に応じ、前項エに定める額（この場合において、同項エ中の「建築等計画の認定」とあるのは「建築等計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と、「維持保全計画の認定」とあるのは</p>

	「維持保全計画の変更の認定」と読み替えるものとする。)
3 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計に応じて前号及び江津市建築基準法の施行に関する規則（平成24年江津市規則第34号）第6条の規定により算出した額（工作物を建築する場合にあっては当該工作物の数に応じて前号及び同規則第6条の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて前号の規定により算出した額を加えた額）
4 建築等計画の変更の認定（法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）を受けようとする者	3,170円
5 法第10条の規定に基づく計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者	3,170円

第2条第1項第21号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第10条第2号イ	

(1)及び同号口(1)の基準（以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

36,100円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この項において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

(イ) 当該住宅について、省令第10条第2号イ(2)及び同号口(2)の基準（以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号口(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号口(1)の基準（以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共

<p>その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	<p>同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては（ア）又は（イ）及び（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>（ア） 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次項において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	<p>241,000円（非住宅基準適合証（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>297,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）</p>
<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	
<p>（イ） 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（次項において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	<p>92,100円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>115,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）</p>
<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	
<p>（ウ） 当該建築物の住宅部分について</p>	

<p>て誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>71,900円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>120,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、21,200円）</p> <p>34,200円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、21,200円）</p> <p>53,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>89,300円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、21,200円）</p>
<p>2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更（以下この表において「計画の変更」という。）の認定を受けようとする者</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p> <p>(ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p>

<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上ものの</p>	<p>10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p>
<p>(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上ものの</p>	<p>14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p>
<p>イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	<p>計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前項イに定める額（この場合において、同項イ中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と、「非住宅基準適合証」とあるのは「変更後の計画に係る非住宅基準適合証」と、「住宅基準適合証等」とあるのは「変更後の計画に係る住宅基準適合証等」と読み替えるものとする。+）</p>
<p>3 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則（平成24年江津市規則第34号）第6条の規定により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該</p>

部分の床面積の合計に応じて第19号の規定により算出した額を加えた額)

第2条第1項第22号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第1項及び第2条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から第3の項までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から次項までにおいて「適合性判定」という。）（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この項から第3の項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第3の項までにおいて同じ。）を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第3の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合</p> <p>（ア）当該建築物の非住宅部分につ</p>	<p>非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物又は複合建築物（非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。</p>

いて省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	241,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	297,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	32,100円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	92,100円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	115,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分につ	

いてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	27,500円
(オ) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項から第3の項において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,900円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	120,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この項から第3の項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	34,200円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	59,300円
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（1）の基準（以下この項から第3の項において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	53,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平	89,300円

方メートル以上500平方メートル以内のもの	
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第3の項までにおいて同じ。）の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,100円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	39,800円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,900円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円
2 法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者	
ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積の合計（以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前項アに定める額（この場合において、同項ア中「計画の適合性判定」とあるの

		は「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)
イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円	
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円	
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者		
ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合		計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以

		下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、第1の項アに定める額(この場合において、同項ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。)
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合		
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円	
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円	
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合		
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円	
4 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項から第6の項までにおいて「計画」という。)の認定(以下この項及び第6の項において「計画の認定」という。)を受けようとする者		
ア 申請建築物(法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。)について計画の認定を受ける場合		

<p>(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物である場合</p>	<p>非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては、a又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p>	<p>241,000円（非住宅誘導基準適合証（法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>297,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）</p>
<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>92,100円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）</p>
<p>b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>	<p>115,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、17,100円）</p>
<p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	
<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	

	メートル以内のもの	
c	当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(1)及び同号 ロ(1)の基準(以下この項におい て「誘導標準計算基準」とい う。)を用いて評価を行う場合	71,900円(住宅誘導基準適合証等(住 宅の品質確保の促進等に関する法律第 5条第1項に規定する登録住宅性能評 価機関が作成した法第30条第1項各号 (法第31条第2項において準用する場 合を含む。)に掲げる基準に適合して いることを示す書類又は市長の定める その他の図書をいう。以下この項及び 次項において同じ。)の提出がある場 合にあっては、10,000円)
	(a) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル未満のもの	120,000円(住宅誘導基準適合証等の提 出がある場合にあっては、20,000円)
	(b) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	
d	当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(2)及び同号 ロ(2)の基準(以下この項及び次 項において「誘導仕様基準」とい う。)を用いて評価を行う場合	34,200円(住宅誘導基準適合証等の提 出がある場合にあっては、10,000円)
	(a) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル未満のもの	59,300円(住宅誘導基準適合証等の提 出がある場合にあっては、20,000円)
	(b) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	
e	当該建築物の住宅部分について 省令第10条第2号イ(1)及び同号 ロ(2)の基準又は省令第10条第2 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準 (以下この項及び次項におい て「誘導仕様・計算併用法基準」と いう。)を用いて評価を行う場合	53,000円(住宅誘導基準適合証等の提 出がある場合にあっては、10,000円)
	(a) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル未満のもの	89,300円(住宅誘導基準適合証等の提 出がある場合にあっては、20,000円)
	(b) 住宅部分の床面積の合計が3 00平方メートル以上500平方メ ートル以内のもの	

<p>一トル以内のもの</p> <p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合</p> <p>a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合</p> <p>5 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）</p>	<p>36,100円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>39,800円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>26,900円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）</p> <p>当該計画に係る申請建築物及び他の建築物1棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する建築物1棟ごとに、（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額</p>
---	--

<p>(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合</p> <p>a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 計画の記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）</p>	<p>計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前項アに定める額（この場合において、同項ア中「計画の認定」とあるのは「計画の変更の認定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）</p> <p>18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）</p> <p>当該追加する建築物1棟ごとに、前項アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追</p>
---	--

<p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物を計画に追加する場合</p> <p>6 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>加する全ての建築物について合算した額</p> <p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p> <p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則（平成24年江津市規則第34号）第6条の規定により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定をする部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて第19号の規定より算出した額を加えた額）</p>
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 65 号

江津市公的住宅管理条例の制定について

別紙のとおり、江津市公的住宅管理条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市公的住宅管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、江津市公的住宅（以下「公的住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的住宅 第4条第1項に規定する者に対して賃貸するため、市が建設する住宅をいう。
- (2) 防災集団移転促進事業 災害の危険性から居住に適当でない地域の住居を集団的に移転するものをいう。
- (3) 共同施設 駐車場その他公的住宅の入居者の共同福祉のために必要な施設をいう。

(施設の設置)

第3条 公的住宅を別表第1のとおり設置する。

(入居者の資格)

第4条 公的住宅に入居することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防災集団移転促進事業の施行に伴い住宅を失い、公的住宅への入居を希望する者
 - (2) 前号に定める者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により公的住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限り、公的住宅への入居を希望し、住宅に困窮すると認められる者について、入居することができる。この場合において、入居者の募集選考方法については、江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31号）第4条及び第5条の規定の例による。

(入居の申込み)

第5条 前条に規定する入居者資格のある者で公的住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考)

第6条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき公的住宅の戸数を超える場合は、抽選によって入居者を決定するものとする。

2 市長は、公的住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。

(入居の手続)

第7条 市長は、前2条の規定により入居が決定した者（以下「入居決定者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

2 入居決定者は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者の記名及び押印のある請書を提出すること。

(2) 第13条に規定する敷金を納付すること。

3 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する入居の手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に当該入居の手続をしなければならない。

4 市長は、入居決定者が前2項の手続を完了したときは、当該入居決定者に対して速やかに公的住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入居決定の取消し)

第8条 市長は、入居決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 入居申込書の記載事項に虚偽の事実があると判明したとき。

(2) 前条第2項又は第3項に規定する手続をしないとき。

(3) 正当な理由がなく前条第5項に規定する入居をしないとき。

(同居の承認)

第9条 入居者は、公的住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(入居の承継)

第10条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き公的住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(家賃)

第11条 公的住宅の毎月の家賃の額は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、家賃等を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 公的住宅について改良を施したことにより、家賃等を変更する必要があると認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めたとき。

(家賃の納付)

第12条 市長は、入居者から第7条第4項の入居可能日から当該入居者が公的住宅を明け渡した日（第23条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（その日が12月31日であるときは翌年の1月4日とし、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が、新たに公的住宅に入居した場合又は公的住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算に

よるものとする。

4 入居者が、第23条第1項に規定する手続を経ないで公的住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡し日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第13条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が公的住宅を明け渡すときにこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 敷金には、利息を付さない。

(敷金の運用等)

第14条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用するものとする。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第15条 公的住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって、前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の公的住宅及び共同施設の修繕に要する費用
(入居者の保管義務等)

第17条 入居者は、公的住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、公的住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、当該入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第18条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第19条 入居者が公的住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第20条 入居者は公的住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第21条 入居者は、公的住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該公的住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第22条 入居者は、公的住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該公的住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該公的住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項の承認を得ずに公的住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該公的住宅の敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第23条 入居者は、公的住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届

け出て、第 27 条に規定する公的住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 22 条の規定により公的住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該公的住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第 24 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、公的住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 公的住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで引き続き 15 日以上公的住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (6) 第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項及び第 17 条から第 22 条までの規定に違反したとき。
- (7) 入居者が第 4 条第 1 項第 1 号に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により公的住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該公的住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から公的住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対し、請求の日の翌日から公的住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(指定管理者による管理)

第25条 別表第1に定める住宅及び共同施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により公的住宅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第10条まで、第15条、第23条、第28条及び第30条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居に関する業務
- (2) 退去に関する業務
- (3) 家賃に関する業務
- (4) 入居者の申請、届出に関する業務
- (5) 修繕に関する業務
- (6) その他施設管理に関する業務

（公的住宅監理員）

第27条 公的住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公的住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、公的住宅監理員（以下「監理員」という。）を置く。

2 監理員は、市長が市の職員のうちから任命する。

（公的住宅管理人）

第28条 市長は、監理員の職務を補助させるため、公的住宅管理人（以下「管理人」という。）を置くことができる。

2 管理人は、監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

（立入検査）

第29条 市長は、公的住宅の管理上必要があると認めたときは、監理員又は市長の指定した者に公的住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により、現に使用している公的住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該公的住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(入居決定等に関する意見聴取)

第30条 市長は、公的住宅の入居者を決定しようとするとき、又は現に入居している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第4条第1項第2号、第9条第2項、第10条第2項及び第24条第1項第5号に該当する事由の有無について、島根県警察本部長の意見を聞くことができる。

(罰則)

第31条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が10万円を超えないときは、10万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	建設年度	戸数	所在地
ノヴェル嘉戸	令和7年度	6	渡津町934番地1

別表第2（第11条関係）

規模	家賃
2DK	月額 66,000円

議案第 66 号

江津市営住宅等駐車場条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市営住宅等駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中村中

江津市条例第 1 号

江津市営住宅等駐車場条例の一部を改正する条例

江津市営住宅等駐車場条例（平成 20 年江津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の都再の項の次に次の項を加える。

公的	ノヴェル嘉戸駐車場	渡津町 934 番地 1	6	1,500 円
----	-----------	--------------	---	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

記

1 契約の目的 江津東小学校（教室棟）外壁改修他工事

2 工事場所 江津市後地町地内

3 契約金額 変更前 147,400,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 13,400,000 円）

変更後 164,315,800 円

（うち消費税及び地方消費税の額 14,937,800 円）

4 契約の相手方 今井産業株式会社

代表者 江津市桜江町川戸 472 番地 1

今井産業株式会社

代表取締役 今井久師

議案第 68 号

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 6 号）を定めることに
ついて

令和 7 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 6 号）を、別冊のとおり定めるも
のとする。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 69 号

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 3 日提出

江津市長 中 村 中